

公示 第534号

令和5年3月1日

被保険者各位

東洋水産健康保険組合

理事長 三輪 一雄



令和5年度 任意継続保険料の計算に用いる標準報酬月額等級について

令和5年度任意継続保険者の保険料に係る標準報酬月額等級等を、
下記の通り公示します。

記

- | | | |
|----|--------------------------|--|
| 1. | 令和4年9月末 平均標準報酬月額 | 426, 251円 |
| 2. | 1. の平均標準報酬月額が属する標準報酬月額等級 | 28等級
(425千円以上455千円未満) |
| 3. | 2. の等級の標準報酬月額 | 440, 000円 |
| 4. | 3. に係る保険料の額 | 健康保険料 47, 960円
介護保険料 7, 568円
<hr/> 合計金額 55, 528円 |

以上